

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

(監督員)

考査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1.施工体制	I.施工体制一般	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(※施工プロ1) ・ 工事カルテの登録申請(契約金額500万円以上)は、事前に監督員の確認を受けた上で、契約締結後10日以内に行われていた。(※施工プロ2) ・ 「建設業許可票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。(※施工プロ3) ・ 「労災保険関係成立票」の標識を正しく記載し、かつ現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ4) ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示すると共に、証紙の配布を受払簿により適切に管理し、「掛金収納書」を提出した。(※施工プロ5,6) ・ 「作業主任者一覧表」を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 施工体制台帳・施工体系図が整備され、施工体系図が現場及び公衆の見やすい場所に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ7~10) ・ 作業分担と責任の範囲が、下請業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。(※施工プロ11) ・ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ・ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整えている。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p style="text-align: center;">上記該当であれば …… d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p style="text-align: center;">上記該当であれば …… e</p>
		<p>評価値が90%以上 …… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満 …… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満 …… c</p> <p>評価値が60%未満 …… d</p> <p>※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{\text{\%}}$ <p style="text-align: center;">評 価</p> </div>		

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	II.配置技術者 (現場代理人等)	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。(※施工プロ12) 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く)(※施工プロ13) 現場代理人は、受注者が委任した事項について適切に処理をしている。(約款第11条) 作業に必要な専門技術者や作業主任者を選任し、配置している。(※施工プロ14, 15) 技術者としての要件を資格者証等により確認した。(※施工プロ16) 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ17~20) 契約書・設計図書・指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 施工上の課題となる条件(作業環境・気象・地質等)への対応を図っている。 異常時・緊急時の対応、情報伝達、組織等が確立され、連絡先一覧表を現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ21) 港湾工事において潜水作業従事者を適正人員配置している。 港湾工事において海上起重作業船団長を配置している。 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 その他() 				<ul style="list-style-type: none"> 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p>上記該当であれば …… d</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p>上記該当であれば …… e</p>
		<p>評価値が90%以上 …… a</p> <p>評価値が80%以上~90%未満 …… b</p> <p>評価値が60%以上~80%未満 …… c</p> <p>評価値が60%未満 …… d</p> <p>※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする</p>	$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \begin{matrix} \% \\ \text{評価} \end{matrix}$			

審査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である	
2.施工状況	I.施工管理	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結日から5日以内に、工事に着手した。(※施工プロ 22) ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、現場と相違があった場合、その事実が確認できる資料を書面等で提出した。(※施工プロ 23, 24) ・ 施工に先立ち、「施工計画書」を監督員に提出した。(変更を含む)(※施工プロ 25) ・ 「施工計画書」の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映している。(※施工プロ 26) ・ 「施工計画書」の記載内容と現場施工方法、施工体制等が一致している。(※施工プロ 27, 28) ・ 使用する建設材料・機材の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ・ 日常の出来形管理・品質管理が適時・的確に行われていることが書面等で確認できる。(※施工プロ 29) ・ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面等で確認できる。(※施工プロ 30) ・ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(※施工プロ 31) ・ 段階確認及び立会いの手続きが書面等で事前に行われ、段階確認等が適切な時期に行われている。(※施工プロ 32) ・ 工事記録写真・工事打合せ簿等が適時・的確に整理されている。 ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われている。(※施工プロ 33, 34) ・ 指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。(※施工プロ 35) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p style="text-align: center;">上記該当であれば …… d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p style="text-align: center;">上記該当であれば …… e</p>	
		<p>評価値が90%以上 …… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満 …… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満 …… c</p> <p>評価値が60%未満 …… d</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>				<p style="text-align: right;">%</p> $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{[]}$ <p style="text-align: center;">評価</p> <p style="text-align: center;">[]</p>	

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ 36) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 37) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 38) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ 39) ・ 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんどない。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p style="text-align: center;">上記該当であれば …… d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p style="text-align: center;">上記該当であれば …… e</p>
		<p>評価値が90%以上 …… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満 …… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満 …… c</p> <p>評価値が60%未満 …… d</p> <p>※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする</p>	$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$ <p style="text-align: right;">評価</p>			

審査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である	
2.施工状況	III.安全対策	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ 40) 安全教育・訓練等を適時・的確に実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 41) 安全巡視・安全ミーティング(KY)等を実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 42) 店社パトロールを1回/月程度実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 43) 災害防止協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。(※施工プロ 44) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 使用機械・車両及び工具等の点検整備等が管理され、記録が整備されている。(※施工プロ 45) 過積載防止に十分取り組んでいる記録がある。(※施工プロ 46) 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録が整備されている。(※施工プロ 47) 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。(※施工プロ 48, 49) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ 50) 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示した記録がある。(※施工プロ 51) 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 その他() 				<ul style="list-style-type: none"> 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …………… e 	
		<p>評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする</p>				<p>評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評価 </p>	

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	IV.対外関係	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 52) ・ 工事施工にあたり地域住民等との適切な折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 53) ・ 工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ・ 第三者からの苦情がない。(※施工プロ 54) ・ 地域住民等からの苦情等に対する的確な対応を行い、以後のトラブルがない。(※施工プロ 55) ・ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。(※施工プロ 56) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <p style="text-align: right;">上記該当であれば …………… d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <p style="text-align: right;">上記該当であれば …………… e</p>
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする	$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \begin{matrix} \% \\ \text{評価} \end{matrix}$			

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

(監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記全て該当する。 <input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記全て該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば ……………d 上記に該当があれば ……………e
			土木・農地 ① 出来形の評定は、工事全般を通したものとす。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」、「下水道工事施工管理基準」等の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 上水道管 ③ 出来形管理とは、「配水管布設工事標準仕様書」「給水装置工事施工指針」他各要綱等及び新潟県、新潟市、厚生労働省他国関係機関の「土木工事施工管理基準」他各「施工管理基準」等の試験項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin: auto;">評価</div>
	II.品質	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記全て該当する。 <input type="checkbox"/> 品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記全て該当する。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 上記該当あれば ……………d 上記該当あれば ……………e
		土木・農地 ① 品質の評定は、工事全般を通したものとす。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」、「下水道工事施工管理基準」等の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 上水道管 ③ 品質管理とは、「配水管布設工事標準仕様書」「給水装置工事施工指針」他各要綱等及び新潟県、新潟市、厚生労働省他国関係機関の土木工事施工管理基準」他各「施工管理基準」等の試験項目、測定基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin: auto;">評価</div>	

【記入方法】 評価する項目(施工性・品質・安全性等)の・マークを、プルダウンメニューから■マークに変更する。(一つの提案に対して一つの評価)

(監督員・担当係長等)

審査項目	細 別	1.創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)		
5. 創意工夫	I 創意工夫 キーワード評価	1.施工関係	・ 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫、又は設備据付後の試運転調整の工夫	・	・	・	・	()	
			・ 2. コンクリート二次製品の利用等、代替材の運用と工夫	・	・	・	・	()	
			・ 3. 土工・地盤改良・橋梁仮設・舗装・コンクリート打設等の施工関係の工夫	・	・	・	・	()	
			・ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法等の工夫	・	・	・	・	()	
			・ 5. 設備工事における加工・組み立て等、又は電気工事における配線や配管等に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止・配管のつなぎ等に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 8. 仮排水・仮道路・迂回路等の計画的な施工に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 9. 運搬車輛・施工機械等に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 10. 支保工・型枠工・足場工・仮橋・覆工板・山留め等の仮設工関係に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 13. 出来形又は品質の計測・集計・管理図等に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	・	・	・	・	()	
			・ 15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事(※本項目は2点の加点とする。)	・	・	・	・	()	
			・ 16. その他()	・	・	・	・	()	
		2.新技術活用	・ 17. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (※本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。)	・	・	・	・	・	()
			・ 18. その他()	・	・	・	・	・	()
		3.品質関係	・ 19. 土工・設備・電気の品質向上に関する工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 20. コンクリートの打設関係の工夫(材料・打設・養生・出来形・品質等)	・	・	・	・	・	()
			・ 21. 鉄筋・PCケーブル・コンクリート二次製品等の使用材料による工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 22. 配筋・溶接作業に関する工夫	・	・	・	・	・	()
		4.安全衛生関係	・ 23. その他()	・	・	・	・	・	()
			・ 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物・墜落・転落・挟まれ・看板・立入禁止柵・手摺・足場等)	・	・	・	・	・	()
			・ 25. 安全教育・技術向上講習会・安全パトロール・安全帯使用等に関する工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 26. 現場事務所・労働者休憩所等の環境向上及び設備に関する工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 27. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 28. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通の安全確保に関する工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 29. 作業環境が厳しい現場での環境改善に関する工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	・	・	・	・	・	()
			・ 31. その他()	・	・	・	・	・	()
		5.その他	・ 32. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し、技術者が週休2日(4週8休相当)を達成。)(※本項目は3点の加点とする。)	・	・	・	・	・	(週休2日達成)
			・ 33. その他(電子納品を実施した。)(※本項目は2点の加点とする。)	・	・	・	・	・	(電子納品実施)
	・ 34. その他()		・	・	・	・	・	()	
記述評価	【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	【創意工夫の詳細】							
	評点 0 点	※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ※1項目1点とする。(2.新技術活用、週休2日を除く。) ※加点は+7点~0点の範囲とする。							

※1. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※3. 「担当係長等」が評価する「4.工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。

※6. 1~5の各キーワードの加点は、それぞれ1項目のみとする。(例:「5.その他」32と33で重複した場合は点数の高い32(3点)が加点の対象となる。)